

第30期東京都青少年問題協議会

第4回専門部会

平成27年4月8日（水）

午前10時01分開会

○野村青少年課長 お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから「東京都青少年問題協議会第4回専門部会」を開催させていただきます。

本日は、ご多忙の中、また肌寒く足元のお悪い中、専門部会にご出席いただき、ありがとうございます。

最初に、事務局の職員交代についてのご報告です。

前青少年対策担当部長の坂田の後任として着任いたしました稲葉青少年対策担当部長でございます。

○稲葉青少年対策担当部長 ただいま紹介をいただきました稲葉でございます。4月1日に青少年対策担当部長に着任をいたしました。

直前は福祉保健局におりまして、直前1年間は医療保険制度改革の中の国民健康保険制度改革を担当しておりましたが、それ以前3年は児童相談センターの次長でおりました。

さらにその前は課長級ではありますが、少子社会対策部のほうで保育、子育て関係の担当をしておりました。

子供・若者計画につきましては途中からの参加になりますが、ぜひ皆様方の意見を踏まえてよい計画を作成していきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○野村青少年課長 審議の前に、お手元に本日の資料をお配りしてございます。ご確認をお願いいたします。

ダブルクリップにとじておりますのがA4の1枚に次第がございまして、その下に本日プレゼンをお願いしております阿部先生、川村先生のレジュメがついてございます。

その下に事務局より資料1、資料2としてA4の縦横1枚ずつがございます。

それ以外に、先生方の卓上左上のほうに子供・若者計画の素案。これは変更はございませんけれども、ご参考までに置いてございます。また、A4の横のホチキスどめの資料とA3のカラーの大きな資料がございまして、これにつきましては後ほど事務局説明の際に使用させていただきたいと考えております。

本日も一般会議室での会議となり、マイクの本数が限られております。ご不便をおかけし、申しわけございませんが、ご発言の際には係員がマイクをお持ちいたしますので挙手をお願いいたします。

いたします。

本日も数人の方から傍聴の申し出があり、プレゼンをお願いしております阿部先生、川村先生からは傍聴について差し支えないとのご返事をいただき、会場に入らせていただいておりますのでご報告いたします。

それでは、今後の進行につきましては、古賀専門部会長にお願いしたいと存じます。古賀先生、よろしくお願いたします。

○古賀部会長 よろしくお願いたします。

大変お寒い中をお集まりいただきましてありがとうございます。朝、八王子は雪でございましたので寒い日になってしまいましたが、ぜひ活発なご議論のほうで暖めていただければと思っております。

次第のほうにもございますけれども、まずは意見発表ということで、4月から首都大学東京の都市教養学部のほうに移られた阿部彩先生にお話をいただこうと思っております。

言うまでもないですけれども、岩波新書の「子どもの貧困」とか、貧困問題のご著書がたくさんございます。我々も貧困と今回の計画づくりとをつなげながら考える上で大変待ち望んでいたご発表ということで、ぜひよろしくお願したいと思えます。

○阿部委員 ただいまご紹介にあずかりました阿部彩と申します。

紹介にありましたように、ちょうど1週間ほど前に首都大学東京のほうに16年ぶりに転職いたしまして、引っ越し等にいろいろ戸惑っていることで前回と前々回に出られなかったのが非常に残念に思っております。資料は大変興味深く拝見させていただきました。

私がやっていることというのは主に貧困率という測定方法があるのですけれども、それを用いて、子供だけではないですが、子供の貧困の現状をいろいろと提示する。計算してそれをいろいろな政策の立案に使っていただくといったことをライフワークとして考えてやっております。その観点で、子供・若者計画という中に貧困の視点を少し盛り込んでいただきたいということを発言させていただきたいと思っております。

お手元にも資料がありますので、スライドだけではなくお手元の資料を見ていただければと思えます。

第一に確認しておくべきことというのは低所得。貧困の測定方法はいろいろあり、貧困というものの自体はさまざまな側面を持っているのですけれども、例えば健康の面ですとか、孤立の面ですとか、学業不振の面ですとかがあるのですが、その中でも所得という一時的な測

定方法ではかることができる子供の経済状況というものと、さまざまな子供・若者問題というのは非常に強い関連があるということです。

今回、私はそのデータをそれほど持ってきませんでした。恐らくそのようなデータは多く出回っておりますし、日本のデータについても子供の学力と親の所得というのは非常にきれいな相関になっているといったようなことが教育学の先生方からは出されておりますし、国レベルの経済財政諮問会議等にもそのような資料が使われております。

もちろんですけども、高校中退ですとか低学歴、低学力にも続くものですが、貧困問題イコールこのような若者問題に続くということではないですけども、非行ですとか若年妊娠といった問題は、このような子供・若者問題が発生するリスクが高くなるというのはかなり確立された事実だと思います。私自身だけではなく、このように多く、海外ではごく当たり前のよう論じられておりますし、日本もほぼ全てのデータで確認されているということが言えるかと思います。

ただ、貧困問題といったときにどれぐらいの規模に起こっているのかということと、この30年間にこれが非常に速いスピードで変わってきたかということをお見せしたいと思います。

これは相対的貧困率というものなのですが、相対的と言うと社会におけるレベルの中央値のそのまた半分といったところを出すのですが、1980年代から2010年代にかけて、日本はそれほど物価の価格が変わっているわけではありませぬので、ほぼ同じ貧困線で見ていると思っていただいて構わないと思います。

男性で2012年が青で、ピンクが1985年なのですが、貧困率を見ますとこのように変わっているということがわかります。

かつて日本では貧困問題というのは高齢者の問題だったのです。子供期から中年層にかけて、貧困率の若干の浮き沈みはありますけれども、50代後半まではほぼフラットな状況で、急激に高齢期に貧困が悪くなる。貧困のリスクが高くなるといった状況だったのですが、これが今は男性で見ると全く逆転しており、貧困率は60歳以上では大幅に変わり、これは公的年金が充実してきたということですが、若年層で特に20～24歳、15～19歳という私たちが一番対象としている層かと思いますが、ここでの貧困率の上昇というのは非常に大きなものがあります。

今、男性のライフコースの中で見ますと、最も貧困のリスクが高いのが15～24歳といった

時期になります。

これは女性でも同じような傾向を見ることができるのですが、男性と違うところは女性の高齢者の貧困率はそれほど下がっていないといったところで、女性の高齢者の貧困問題としてまた別のところで論じていただきたいと思うのですが、それでも若年層では大きく上がっており、15～19歳、20～24歳というところでは非常に高くなっています。

20～24歳で見ますと、女性では20%なのです。貧困率は5人に1人です。

1つ前にも出ていますけれども、これは男性で見ると20%を超えています。1人よりも多いといった状況にあるということがわかります。

これは、先ほどの男性と女性のグラフをがちゃんこしたもので、政府の統計では2012年が最新の値となります。

男女の差を見ていただければわかるのですけれども、特に男性の20～24歳のところで女性よりも上回っている状況というのが非常に目立つものとしてはあります。

私たちの今回の対象ではないですが、女性に関しては男性よりも貧困リスクが高まるのが30歳以降といったところで、特に高齢期では非常に大きくなるといったことがわかるかと思います。

これを世帯タイプ別に見たものがこのグラフになります。2006年、2009年、2012年。これは厚生労働省のデータを使っておりまして、3年ごとに大規模年といったことで大きくサンプルがとれる調査ですので3年ごとにデータがあるのですが、見てみますと「ひとり親と未婚子のみ」というのが圧倒的に高い貧困率ということがおわかりになるかと思います。「夫婦と未婚子のみ」が子供の割合で言えば一番大きいのですが、ここのところがじわじわと上がっております。

「ひとり親と未婚子のみ」は、父子世帯も入ってきますけれども、ほとんどが母子世帯。ここで私たちが見逃してはいけない一つの大きな動きというのが、2009年から2012年にかけてかなり悪化したということなのです。

母子世帯やひとり親の貧困率というのは長年非常に高いですが、80年代からずっと減少傾向にはあったのです。それが2009年まで続いたのですが、2012年で逆転しているといったところで、近年の動きとしてはひとり親というところが懸念される場所かと思っています。

子供の貧困問題というと、特に多くの現場で出てくる貧困というのはこのような、17歳以

下の子供の貧困率は16.3%なのですが、16.3%のことよりも、恐らく1%ぐらいの下の層だと思うのです。

家計が厳しいというような貧困の定義というよりも、それよりもかなり厳しく、いろいろな問題が顕在化しているようなお子さんが児童養護の現場であったりというようなところでも出てくるかと思います。そのところの割合がよくわかりませんが、1%~5%ぐらいだと私は思っています。

そこで見ると、非常に母子世帯のお子さんが多く出てくるのですが、子供の世帯タイプというのは母子世帯、父子世帯というひとり親世帯が非常に多くはなっていますが、それでもまだ非常に少ないマイノリティーであることは変わらないということです。

これは子供の世帯タイプ別を2006年から2012年の間で見えていますけれども「夫婦と未婚子のみ」という二親世帯の核家族というのが7割ぐらいを占めている。これが上昇傾向にあるというのがあります。

減っているのが三世代世帯といったことで、ここは大きく減っています。ここは2006年より前からつなげて見るともっと顕著に見えますけれども、大きく減っているところで「ひとり親と未婚子のみ」というのは増えておりますが、2012年は8.2%。

これは厚労省の国民生活基礎調査の定義の「ひとり親と未婚子のみ」というので、どちらかという狭い定義なのです。例えば、ひとり親になられたときによく親御さんと一緒に同居なさる。つまりおじいちゃん、おばあちゃんがいて、ひとり親のお母さんがいて、お子さんがいるという三世代世帯になるのです。そうするとここは三世代世帯の中に吸収されてしまいますので、そのような方々はここの「ひとり親と未婚子のみ」といったところには出てきません。

国民生活から推測していきますと、ひとり親世帯の約3分の1はそのように親と同居する三世代世帯に変わります。そこを含めると1割強ぐらいがひとり親世帯かなとは思っております。

貧困の子供のうち、ひとり親世帯がどれぐらいいるかと言いますと、テレビ報道などではほとんどがひとり親世帯のように感じられてしまうのです。そのような事例が一番つかまえやすいからなのですけれども、実際は「ひとり親と未婚子のみ」は約2割程度。一番多いのが「夫婦と未婚子のみ」というご両親がそろって子供がいるという核家族の世帯です。ただ、子供の貧困問題をやったときに、この52.9%の方々の話が出てくるのがほとんどな

いです。三世帯世帯の2割もほとんどないと思います。ですので、ある意味で見逃してはいけない層だと私はずっと思っています。

次に、いかに政府の移転というのが貧困の削減に役立っているかといったところを出したものがここになります。これは私が書いた本の中のグラフの中で一番使われているのが2006年のグラフだと思うのですが、このようなことを出したグラフで、これは国際比較したもののなのですが、再分配前というのが所得移転が行われる前で、税金や社会保険料を払う前で、再分配後というのが児童手当ですとか、年金ですとか、生活保護ですとか、児童扶養手当ですとか、いろいろなものを全てその家計に含めて、払うべきものは払った後という手取りの所得で見た貧困率で見ます。

政府が介入していることによって、貧困率というのは通常であれば下がります。それがどの国でも大体当たり前として下がりますし、子供の貧困率が少ない国は、ほとんどはこの下がり度が非常に大きな国になります。

国際比較で見ると、日本の子供の貧困で特徴的なのは再分配前の貧困率が高いことではなくて、再分配前から再分配後への変化の度合いが少ないということが一番大きいのです。ほかの国はそれだけ貧困世帯に対してさまざまな現金給付をしているということになります。

2006年では再分配後のほうが逆転をしているという状況にあったのですが、これは80年代からずっと続いてきた現象でした。2009年で初めてあるべき姿となり、再分配後のほうが低くなります。

2012年はどうかということ、2009年から2012年にかけていろいろな拡充がかなり行われたのですが、それほど変わっていないという状況です。男児ではほとんど変わっておらず、むしろ再分配度が少なくなった。女児では再分配前の貧困率がちょっと上がってしまったので、下がっている部分は多いのですが、全体としては2009年よりも高くなってしまっているという状況になっていますので、まだまだ再分配の度合いが少ないということがわかります。

年齢層別に見たものがこれになります。私もあちらこちらで言っていますし、児童発達や貧困の分野ではかなり当たり前のように言われていることが多く、貧困の影響が一番大きいのは就学前なのです。0～2歳から3～5歳です。

同じ貧困という状況であって、それが例えばその子の将来の学力や生涯所得にどれぐらい影響を与えるかということを見ると、一番聞くのは就学前です。けれども、貧困率といった

観点で見ると、実は今の日本では年齢が高い層のほうが貧困率が高いです。

先ほど15～24歳が非常に高いと思いましたが、その傾向はここら辺からずっとあって、12～14歳ぐらいから義務教育を終えた後というのがむしろ貧困率が高くなってきている状況というのはあります。ここも青少年対策といった意味では非常に気になるところかと思えます。

その背景に何があるかというのですが、もちろん子供の年齢自体が子供の貧困に関係しているわけではなくて、子供の年齢に関係しているのが親の年齢で、親の年齢が子供の貧困率が非常に大きく関係しています。特に父親の年齢です。

父親が20歳代前半であると貧困率は非常に高くなりますので、子供が小さいときに貧困でありがちだろうと思いがちなのはこのデータがあるからです。

ただ、見逃されていたのが、親が50歳以降、高齢になってきても貧困率というのは上がってくるのです。

近ごろは子供を持つ年齢がどんどん遅くなっているのです、お父さんが50歳になったときに子育てが終わっていない世帯というのがかなり多くなってきています。昔であれば、お子さんを持つのが20歳ぐらいと思っていたので、50歳であれば子育ては終わっていたのですが、終わっていないのです。子供のほうが自立をする時期も遅くなっているのです。ですので、20歳代前半ぐらいまでは完全に親がかりというのが当たり前のパターンになりつつあるという状況で、昔であれば18歳で自立をすとか、それこそ15歳で自立をするというのがライフスタイルとしてかなりあったわけですが、それがなくなっているのです、お父さんの年齢が多くなってきていることによる子供の貧困率が高くなってきているというのはそういうところから出てきていると思います。

逆に、お父さんが20歳代前半というのは非常に貧困リスクが高い層ですが、数からするとここのところは昔に比べれば減ってきているというのは確かです。

これが日本全体の数値で、この国民生活基礎調査とかを使つての貧困率の唯一の弱点というのが、都道府県別での推計ができないというところなのです。2つの問いを野村さんのほうからいただいております、特にこの2つは私が一番答えにくい問題といったところなのです。

1つだけデータが計算できたのでこれを計算してみました。都市規模別では計算できるのです。

大都市と都市の人口のサイズによって見ますと、大都市というのは東京のほとんどはこうなるかと思えますけれども、やはり貧困率というのは低くなります。これは親の経済状況がそれだけ大きいからです。

もちろん、これは全国共通の貧困線を使っていますので、東京で250万円の所得がある人と、地方で250万円の所得がある人では生活レベルが違うだろうということは恐らくあるかと思えますけれども、所得だけで見えていますので、所得だけで見ると大都市のほうは低くなります。

これを都市規模別ですとか、地域による物価の違いというのを見てやるには、相対的貧困率を所得を用いたものではなくて、物質的剝奪といった違うやり方ではからなければいけないのですが、その全国レベルの規模というのはいないですし、国の統計というのはいないので、研究者レベルでしか行われていない研究ですので、詳しくは出すことはできません。

もう一つが地方自治体の役割といったところで、地方自治体というだけであれば子供の貧困対策のほとんどは地方自治体が担っていると思っています。実際に子供に対するサービスの多くも自治体が行っていますし、母子保健から始まって、教育、保育所、医療費制度、学童保育等、子供にかかわるところは多いです。

ただ、広域自治体となると非常に難しいところがあります。広域自治体に何ができるかといったところなのですけれども、クエスチョンマークがついているということは私もよくわかっていないということなのですが、自治体間の支援の格差といった点では、広域自治体というのが果たす役割はあるのではないかと。格差の是正ということです。

今よい意味では少子化対策。特に増田レポートが出てから各自治体が自分のところに少子化対策ということに非常にお金をつぎ込み始めました。ある意味ではよりよいシーンへの競争といったところで、この間新聞に出ていたのは、母子世帯のお母さんに対して、就労も用意し、生活の支援も何百万円という単位ですってという形でひとり親の世帯の方々を誘致するような政策をとっているような自治体ですとか、そういうようなこともあります。いい意味で競争してどんどんよくなっていくというところでは別に格差というのは私は気にしなくてもいいと思えますけれども、反対になってしまったときにどうなのかといったところはあるかと思えます。

特に少子化問題をそれほど抱えていない自治体というのはお話をさせていただくと、やはり子供の貧困問題に対しては消極的です。子供の数がまだ増えているような自治体。東京の

近辺もそうだし、神奈川ですとか、埼玉ですとか、そういったところもそうですので、そういったところにお金をつぎ込めないというのがあるかと思います。ただ、財政的にはそういった自治体はそれほど厳しいわけではないのですが、子供の対策に対してちゅうちょしているところはあるかと思います。そういったところで広域自治体というのがそういった自治体に後押しをするような形でお話をさせていただけるといいのではないかと考えております。

私のほうからはここまでとさせていただきたいと思います。データばかりで申しわけありませんでした。

ありがとうございます。（拍手）

○古賀部会長 どうもありがとうございました。

細かな具体的な変化も非常にわかるデータをいただきましたので、この後はまずご質問をいただいて、またご意見をいただきたいと思います。今のご発表についての基本的なご質問からいかがでしょうか。

どうぞ。

○山本委員 どうもありがとうございました。

1点基本的な質問なのですが、結構大事な点かなと思うのですが、どうして都市別というか自治体別で貧困率のデータがないのでしょうか。都道府県とか、自治体別の貧困率というのはデータとしてはあるのですか。

○阿部委員 サンプル数の問題です。

サンプル数が小さいと誤差が非常に大きくなってしまいますので、余り出せるものがないというのがあります。今、こちらで使っているのが国民生活基礎調査という厚労省がやっている一番大きな調査ですが、所得まで調べているものの数を自治体別に切ってしまうと非常に難しくなってしまうということと、統計的なことになってしまいますけれども、サンプリングがそのようになされていないので、厚労省側としては都道府県別で所得データを用いた数値を出すのについては非常に消極的になっています。まず、二次利用申請の許可がおりません。

○山本委員 ありがとうございます。

○古賀部会長 今のようなお話はどうでしょうか。裏返してしまっ、生活保護世帯の動向とか、そちらを拾うことは当然できるわけです。施策上の困窮世帯対策の実施状況から反転して見ることはできるのです。しかし、今のお話のように反対に入っていて、自治体の規模別

とか地域別で貧困の実態を知ることは非常に難しくなると思います。

ほかにいかがでしょうか。

○寺崎委員 ありがとうございます。

冒頭、先生のほうから貧困の視点を盛り込んで欲しいという大テーマが出されたのですが、お話を伺っていて、先生ご自身は具体的に貧困の視点を盛り込んで欲しいというときに、何を一番訴えたいかをもうちょっと聞かせていただけたらと思います。

○阿部委員 子供の貧困対策というのは、今、自治体等にもいろいろ対策をとることが義務づけられておりますけれども、東京都において、それがこの中に組み込まれるものなのか、別につくられるものなのか私のほうは存じ上げておりませんが、別にそれがつくられてこれと連携しているということであれば、わざわざここに盛り込む必要はないかと思えます。

ただ、青少年対策をやるといったときに、その子供がどういった背景でそこに至ったのかといったときに、やはり貧困という背景が出てきたときにそれをどうフォローして、どのようにその家庭を支援していくかということまで考えたときには、そちらの貧困対策のほうと連携をとっていなければいけないわけですので、連携をとる手段というのはこの中に書いておくべきだと思います。

そこを向こうがやっているからここを書かないでおくという形にすると、現場ではもしかして子供の本当の背景にあるのは貧困問題ではないかという気づきがなくなってしまうわけです。向こう側がきちんと支援ができるという前提ですけれども、連携をするのであればどうやってどの時期に連携をするか。また、それにかかわる職員たちはどのような研修をし、どのような情報を与えておくべきなのかといったところから加えていただければと思っております。

○古賀部会長 よろしいでしょうか。

先ほどもお話の中にありましたけれども、固定観念があると、貧困を見過ごすというか、貧困を捉え損なうというか、そういうことがあるかと思えますよね。例えば、先ほどお話ししましたけれども、ひとり親世帯に特化してしまうとそこだけ見て貧困像を描くということがありますが、それだけでは済まない。特に政策上はそれでは済まないことがたくさんあるというご指摘だったと思うのです。そういったことを実際に支援をする人たちが理解していくということ、あるいはその支援のバックボーンとして置いておくということが非常に重要であると思います。

ほかにかがででしょうか。

どうぞ。

○坪井委員 ありがとうございます。

恐らく阿部さんがお書きになった本をもっときちっと勉強すればこんな質問はしないで済むと思っているのですけれども、再分配前と再分配後の貧困率というふうにお出しいただいて、年齢別にそれを出していただいていますけれども、ざっと先ほどおっしゃいましたが、恐らく子供に対する再分配の中身というのは、多分年齢によって違うのではないかと思うのです。

例えば、幼児期の場合の再分配は児童手当とか子ども手当でしょうし、中学生、高校生ぐらいまではそうかもしれないですけれども、若者になってくるとそういうものが手当としては違う形の国の施策が出てきて再分配がなされていくということなのだろうと思うのです。

その辺の違いを特にこの大綱において焦点となる青少年から若者部分に対して、貧困を改善するための再分配のあり方というのが基本的にどんな施策なのかということをお教えいただけませんかでしょうか。

○阿部委員 恐らく、これはもう自治体というよりも国レベルで考えなければいけないことなのです。おっしゃるとおり、子供の年齢によって支援というのは違ってくる。例えば、児童手当ですとか、児童扶養手当ですとか、そういったものでも子供に年齢制限がついていますので、それはあります。

ただ、ここで見ているのは所得で見ているので、あくまでも現金給付だけなのです。でも、私は所得で見る貧困率は非常に重要だと思っています。どんなに教育支援をしても家で十分なご飯が食べられなかったり、家で電気がつけられなかったらどうにもならないからなのです。家計の支援は非常に重要。

もう一つこのグラフがある意味きちんと見えにくくしているというのは、これは世帯に対する再分配を全て見ているのです。その家におじいちゃんがいて年金をもらってればそれは再分配としてカウントされてしまいます。

日本の子供の再分配の状況は、年金をとったらほとんど全てマイナスです。どの年齢層でもまだ逆転しています。家計に関する所得再分配という意味では年金が圧倒的に大きくて、ほか小さいということなのですけれども、そのほかのものは非常に小さいということです。

再分配のほうでは何かと分配される給付のほうに目が向きがちなのですけれども、実は日

本がなぜこんなに再分配ができないのかというのは、一番大きな理由は社会保険料なのです。出るほうもあるのです。プラスマイナス幾らかという話です。

例えば、税金も扶養控除がカットされたりとか、それでこの年齢層をきいてきますよね。社会保険料があつたりとか、そういったところでマイナスの部分が大きくなってしまいうのが大きくて、それプラス給付もそれほどないという中で、出すものが大きいといったところでは再分配が非常に難しくなってきたところはあるかと思います。

○坪井委員 そうしますと子供、若者の貧困の解消のために必要な施策というのは、まずは貧困の子供に対する直接の金銭給付ということが施策として第一に必要なことになるのですか。

○阿部委員 直接である必要はないのです。家計に対する給付は必要だと思います。ただ、年齢層の高い層での再分配の率を上げようと思ったら、例えば一つは給付を上げるということです。児童手当の給付額を上げるということだと思います。または児童扶養手当でもいいと思います。児童扶養手当は貧困の子供の2割しかいきませんが、それでもかなり大きなインパクトはありますので、2割の子供がよくなるので上げます。

給付を上げるということと逆の方向としてあるのが、持ち出し分を少なくするということですね。例えば、所得税の扶養控除を復活させるとか、社会保険料に低所得層に対してより多い軽減制度をとるとか、そういった政策です。

○坪井委員 家族と一緒に暮らしている子供を前提とされているわけですよね。ただ、18～19歳あるいは若者で孤立している子供。1人で暮らさなければいけない子供の貧困の問題というのが出てこないのですか。

○阿部委員 もちろんあります。

18、19歳で単身世帯であれば、ほとんど確実と言っていいぐらい貧困ですので、そこも出てきます。ただ、この中では割合としてはそれほど大きくないです。18～19歳全員の中で単身で暮らしている18～19歳というのはそれほど多くないです。

これが1ランク上になって、20～24歳だとか25～29歳になってくると増えてきます。18～19歳のところは、ひとり暮らしの大学生とかが入ってくるので、そのところがあやふやなところではあるのです。

ひとり暮らしの大学生の場合、所得で見たら確実に貧困になるのですけれども、生活水準といった意味では実家に頼れるところがあるというようなところがあつたりするので、それ

を貧困と呼ぶかどうかというのは非常に議論が分かれるところだと思うのです。

そのほかに、実家があっていつでも帰れて、サポートが来てという状況がなくて、全く孤立している18~19歳というのももちろんいらっしゃる、その方々の状況は非常に厳しいと思います。ただ、数としてはそれほど多くないということです。

○古賀部会長 よろしいですか。

統計データでとれるインデックスというのはやはり限られているのではないのでしょうか。ドキュメントとしていろいろな貧困あるいは虐待等で単身になる子供のケースを挙げることはできるのですけれども、数値として見てしまうとなかなかそれを挙げるインデックスが見つからないものも多いですから、逆引きするしかない。例えば、児童養護施設の出身者を追いかけるなどという研究はあるのだけれども、それ自体をこの統計の中に埋め込んでみるということは非常に難しい作業。非常に定数が限られてくる。そういうお話だと思うのです。そこは分けて考えなくてはいけません。ですから、ポピュラーなマスな人々の問題性と、ターゲットを必要とするというか、非常に特化された人の問題性と2つが走っているというところが子供・若者問題の場合にはあるのかと今のお話をお聞きしながら思います。

いかがでしょうか。ほかにもご質問を。この際ですから、聞けるところは全部聞いていただいて。ご意見でも結構です。ここから貧困という問題をどうやってこの計画に盛り込むかという点も含めていかがでしょうか。

私は気にしているところがあるのでご質問させていただいてしまうのですが、サポートステーションの扱いの問題で、去年、おととしぐらいに生活困窮者対策と、若年者支援とがバッティングするというケースがあった。つまり、生活困窮者のほうに特化してしまうと、サポセンのようなところには必ずしも貧困な若者層ばかり来ないものですから、そういう人たちは場合によってはターゲットではないとなってしまうたりして、非常に厄介な課題があったりしたのです。

それは、例えば似たようなケースで言うと、ひきこもり世帯の約半数は平均所得よりも多い収入を持っているというのが我々のやった調査のデータで、もちろん残り半分は厳しいのですが、そこでもまた色分けができて、むしろひきこもりによって貧困になっていく世帯が多いということがわかったりするので。貧困というのはどんな形でこういう計画の中で扱っていくのがいいのか。つまり、貧困対策みたいなこととして考えるべきなのかあるいはいろいろな計画の条件として入れ込んでいくべきなのか、それをご意見としていかがで

しょうか。

○阿部委員 難しい質問ですね。

私は貧困対策として出てくるようなひきこもり対策ですとか、いろいろな困窮の若者の対策といったものはもちろん重要なのですけれども、東京都という規模の広域自治体が論じるときには、マスアプローチの貧困対策も必要かと思うのです。

例えば、東京都ではひとり親世帯に対する支援を国とは別に行っていたりとかは、東京都でないとできないですね。なので、対処策ばかりだけではなく、東京都はもうちょっと言っていたきたいと思うところはあります。

○古賀部会長 もう少し、東京都だとできる対策があるのではないか。

○阿部委員 そうですね。これが小さな基礎自治体とかになりますとそういったことは全く無理で、お話にならなくて対処をするだけになってしまうのですけれども、東京都であればこれはできると私は思います。

○古賀部会長 その辺はどうでしょうか。

それに関連して何かご意見、質問はいかがでしょうか。

確かに、東京都だと並立してやれることというのはいっぱいありそうですね。それは、やはり財源がまずあるだろうということと、既に支援メニューがたくさんそろっているので、それを整理する中でもかなりやれることがあるだろうということが感じられますね。

先生の側から見て、貧困を柱にしてこういう対策が特に打たれたらというのはございますか。

○阿部委員 私は、貧困の子供の約2割しかないのですけれども、母子世帯に対する政策というのをもう少しやるべきだと思っています。特にそこが一番厳しい状況にある。困難ケースにつながっていくという割合も非常に多くなっているということもありますし、ターゲットが非常に絞られていて見えやすいといったところで、既に東京都はやられていますけれども、国がやっている対策よりももう一步踏み込んだ支援というのができないのかと思います。

○古賀部会長 どうでしょうか。

私のほうから聞いてしまいましたが、ほかにいかがですか。

どうぞ。

○坪井委員 古賀先生がおっしゃっている先ほどの話のことなのですが、マスアプローチと、その後非常に困難になってしまっている子供たちの個別アプローチというのを並行し

て考えなければいけないというのを先ほどおっしゃっていたのですが、東京都が行うのはマ
スアプローチのほうだという意味でおっしゃっていたのですか。マスアプローチのほうで
きるでしょうと。さらに個別の困難を抱えてしまった子供、若者の支援というのはどうなの
でしょうか。広域自治体としてすることに関してはどういうふうにお考えなのでしょうか。

○阿部委員 両方提要という意味です。

○坪井委員 東京都では両方ともできるという意味でおっしゃっているのですか。より困難を
抱えた子供、若者の個別の支援施策もとれるはずだという意味で伺ってよろしいですか。

○阿部委員 そうです。もちろんそこでは基礎自治体の役割も非常に大きくなってくると思
います。基礎自治体の取組をコーディネートする。自治体による格差をなくすとか、そうい
ったアプローチで東京都もできるのではないかと思います。

○古賀部会長 先生からさっき提案していただいたような、母子家庭対策などというのはもっ
と厚みをもってやらないと。貧困層の非常に大きな核はそこにありますよね。だから、そう
いう非常にマスなターゲットとしてそういう部分を考えていくというのはここへ盛り込んで
いく要素としても非常に重要ではないでしょうか。

いわゆる若年者の離別というか、離婚が増大していますので、ひとり親になっていく人た
ちの度合いもこの数字を追いかけるように上がっていくでしょうから、そういう人たちに対
する先ほどの再配分していく方法論みたいなものももう少し考えたほうがいいのか
と私も個人的に思います。

ほかにいかがでしょうか。どんなことでも大丈夫ですか。

どうぞ。

○野村青少年課長 私のほうから何点かお聞きさせていただいてもよろしいでしょうか。

1点目に、今はひとり親というお話が進んできたのですけれども、先ほどの先生のプレゼ
ンの貧困の子供の中に母子世帯は少ないというスライドの中で、52.9%が「夫婦と未婚子」
という形になっているのですけれども、例えばひとり親ということだと都の施策を見てみ
ましても、ひとり親の母親に対する就労支援であるとか、職業訓練であるとかもしくは非正
規対策であるとかもろもろ出てくるところで、ターゲットも絞られているので比較の見やす
いのですが、こういう非常に一般的な家庭が、実は非常に大きなウェートを占めているとい
うところで、どういう人たちがここにいるのだろうというのも見えにくいですし、そのあた
りを何かご示唆いただければと思います。

○阿部委員 おっしゃるとおり、その人たちは非常に見えにくくて、どういう家族像なのかも想像しにくいというところもあるのです。それはまさに私たち研究者がもっとやらなければいけないところかと思うのですけれども、とにかく見つけやすいところへ行ってしまうのが非常に多くて、この像が見えていないというのはあります。

ただ、そこでも就学援助費というのがありますよね。就学援助費の対象者のご家庭がどういう状況なのかとか、そのご家庭が抱えている問題がどのような問題があるのかといったところからアプローチするのがいいのではないかと私は思っています。ちょっと青少年よりも小さくなってしまいますけれども、お子さんが小中学生。その層というのがこれから、今の52.何%の層になって多くなってくるかと思うのです。

実際どういった支援ができるかといったときに、今はこの層に対してはメニューとして何もないのです。国としてもないし、自治体としてもない。例えば、生活保護があり、児童扶養手当とか母子世帯に対するメニューはいっぱいあるのですけれども、そのほかに対すると言ったら児童手当みたいなかなり普遍的な制度しかなくて、普遍的な制度はどうしても広く、薄くなってしまいますのです。

このところをどうやってやるのかというのは国としても本当に考えなければいけないところかとは思っています。例えば税額控除とかいう話が諸外国では行われていますけれども、自治体レベルでそういうことは難しいかもしれませんが、考えていくことができるかなとは思っています。

ちょっと長くなりますが、そういった層には何もないだろうと言いつつもやっているのが就学援助費制度なのです。就学援助費は該当児童に15、6%かかっています。あの制度はここをカバーしているのです。そこからアプローチすることができるのではないかとは思っています。

○野村青少年課長 ありがとうございます。続きましてもう一点。

その次のスライドを。今はずっと再分配とか現金給付ということで先生がおっしゃっていらっしゃるんですが、若干都の立場から離れてお聞きすることになってしまうのですけれども、世帯であるとか親に対する現金給付が確実に子供のために使われるようなこと。それが本当に使われているのかというのはここでどう言うべきかわかりませんが、なかなか難しいところかと思えます。例えば、諸外国の政策の例でも結構なのですけれども、いかにしてそれを子供に使わせるかという何か枠組みとか、仕掛けとか、そういうものが何かありまし

たら教えていただければと思います。

○阿部委員 第一に私の考えは、低所得者に対する給付が活用的に、子供のために使われないのではないかという懸念は、低所得者でない人たちの大きな偏見だと思います。低所得者ではない私たちだって、お給料をもらって100%それを使っているわけではありません。

もちろん100%いくというのは無理ですけども、でもほとんどの親は自分の家庭のためと子供のために使います。唯一、諸外国でわかっているのはお父さんに対する給付とお母さんに対する給付では、男性には申しわけないですけども、お母さんに対する給付のほうが家計に使われるということが多いことがわかっています。

私はお母さんに対する給付であれば、そこは家計のために使われると言っていいと思います。それがたとえ塾代にならなくてもいいと思うのです。それがもしかしたら家計の電気代を払うだったとしても、子供の貧困対策としては100%それは有効だと思います。電気がない家に暮らして塾に行くわけではないです。

それが月に1回焼き肉を食べられるのも私は子供のためにはいいと思いますし、お母さんがそのために夜の仕事をせずに済む。だから、家にいると所得全体は増えないけれども、そのために夜の仕事をしなくていいという選択をするならば、これも子供の貧困対策としてはすごく有益な活用方法だと思うのです。

そのご家庭によって事情が違うので、それをこちら側からこういうふうに使いなさいというのはそれこそ無駄が大きくなる制度だと思いますので、一番有効に使われる方法というのは現金給付。そのご家庭のご判断に任せるのが一番有効だと思います。

だからと言って、例えばギャンブル依存ですとか、アルコール依存というような問題を放っておいていいということではなく、それはそういう社会問題としてあるわけですので対処しなければいけないのです。それは低所得者の親であろうと高所得者の親であろうとみんな対処しなければいけない。ギャンブル依存もそうですし、アルコール依存もあります。

そのような問題をかなり放置しつつある中で、食料だけ届けましょうとか、算数ドリルを届けましょうというのは間違った社会政策だと思っています。

○古賀部会長 よろしいですか。

時間的なあれもあるのでこれが最後になるかもしれません。

○仁藤委員 今回出していただいたデータは所得に基づくものだと思うのですが、貧困は経済的な困窮だけではなくて、社会的孤立も持ち合わせている人が多いと思うのですが、

そういうことがわかるような結果があるのかということ。

例えばその一つに学校から漏れたり、虐待を背景に、バイトをしても親にお金を取られてしまうなどという子たちと私はかかわったりしているのですけれども、教育を受けられていないとか、安心して暮らせる家がないとか、お金のことだけではなくて社会的孤立を防ぐために必要な対策とか予防策というのは、教育とか生活支援の面で必要なことみたいなものは、貧困研究の中で言われていることはあるのかなと思って、お聞きできればと思います。

○阿部委員 社会的な孤立に関しても、それは成人においても子供においても所得と非常に関係があるということはデータで証明されています。

子供であっても友達の数ですとか、放課後1人での割合ですとか、自分は友達に嫌われていると思っているとといった割合というのは所得と非常に大きな相関があります。これも2つの問題が非常に絡まりあっているわけなのです。孤立ですとか、家族の崩壊といったこともあるかと思いますが、家族に大事にされていないと思う子供も貧困層のほうが多い。

こういった問題に対して、それが経済的問題より深刻ではないということを言っているわけではなくて、今までの問題というのはそういった孤立ですとか、ほかの問題が貧困問題とは関係ないと思われていたということが問題だと思っているのです。ですので、そういったところで全く貧困の視点がないままの支援が入ってしまう。

もちろん、孤立であっても、先ほど先生がおっしゃったように、ひきこもりの方でも貧困者でない方々もいらっしゃいます。そういった個別に対するアプローチというのは既に必要で、問題に対処しなければいけないというのは孤立であろうと何であろうと既に必要だと思います。

ただ、それを支援するときにも貧困問題が背後にあるのではないかという観点を常に持つことが必要ですし、その貧困問題自体に対処をしなければいけないといったマスアプローチも必要だというのが今の考えかと思います。2つは関連しているということをまず頭に置いておくということなのです。

○古賀部会長 よろしいでしょうか。

阿部先生の本は私も読ませていただきますけれども、相対的にいろいろな剥奪が積み上がって貧困になっていくのであって、剥奪が1つだけあるという状態ではないと思うのです。今の孤立でもそうですけれども、社会関係の資本が消えていく。その剥奪も貧困と重なって行って、さらに貧困を悪化させるという相乗効果があると思うのです。今のお話のように、

そこに目を向けられるようにしていくということは非常に重要ではないかとお聞きしながら思いました。

時間がここまでと思いますので、一旦ここで区切らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

阿部先生、本当に長い時間にわたって意見発表をしていただき、ご質問に答えていただきありがとうございます。

一旦ここで休憩をとらせていただいて、また予定時間よりややおくれていますので5分ぐらいのお休みにさせていただきたいと思います。今、11時に2分ぐらい前ですので、11時3分か4分ぐらいまでお休みさせていただいて、戻ってきていただきたいと思います。お手洗いは出口を出て、エレベーターホールに向かって、廊下を右に曲がったところにございます。廊下をさらにまっすぐ進んだところにももう一カ所あるそうですのでどうぞお使いください。

11時3分ごろ戻っていただければと思います。よろしく願いいたします。

(休 憩)

○古賀部会長 皆さん大体お戻りでしょうか。

それでは、議事を再開したいと思います。

次第の4にございますけれども、今度は弁護人とか付添人の少年事件実務手引とかいろいろなものを少年事件に関してお書きになっておられます川村百合先生のほうからお話をいただこうと思っております。

「困難を抱えた子供の生きる権利・成長発達する権利を保障するために必要なこと～弁護士としての活動実践から見えてきたこと～」ということで、ゆり綜合法律事務所ですいろいろお仕事をされながら、そこで出会われるいろいろな子供たちの人権の問題とか、そういうものが非常にあるかと思えます。そのお話をいただければと思っております。

よろしく願いいたします。

○川村委員 川村でございます。

私は、あくまでも弁護士としての実践、経験の中からお話をします。阿部先生のように精緻なデータからお話しするというのではなくて、実感として経験している中でお話しするということになります。

ただ、少数であっても、現にそういう子どもたちがいるという中で、東京都として取り組まなければいけないだろうと考えるところを幾つかの視点としてお話ししていければと思っ

ています。全ての子どもの権利保障ということではなくて、あくまでも困難を抱えた子どもの権利保障ということに焦点を当てて、短い時間ですのでお話しさせていただきたいと思っています。

いわゆる困難を抱えた子どもたちがどういう形で現象面として表れているかという「不登校」「ひきこもり」「精神疾患」。また、精神疾患が関連している場合も精神疾患とまでいかない場合もあるかと思いますが「自傷」等の行為。そして「非行・問題行動」というような形で現象として出ているものがあります。それらは「困難を抱えた子どものSOS」と見ることができると考えています。

私たち弁護士のところに来るとするのは、不登校になったからすぐ弁護士に相談に来ますということではなく、多いのは非行や問題行動が起きたとき、あるいは不登校などから発展して退学の問題が出てきたような場合です。その背景としてどういうことがあるかということとしてこれからお話しする（2）以下は、あくまで非行から見えてくるものということに絞ってお話ししていきたいと思いますが、私の実感としては基本的にいわゆる困難を抱えた子どもが現象面として表していることは、このどれであれ背景としては同じようなことがあって、その子どもの心身の成長発達においても同じような問題を抱えていることがあるのではないかと考えています。

「（2）SOSとしての非行から見えてくるもの」としてお話ししますのは、非行を犯した少年の成育歴として見えてくることです。非行を犯したとして逮捕、勾留されて少年鑑別所に収容されると心身の鑑別をやります。心身の鑑別とは、心理テストや知能テスト等のテストをやって、専門的に鑑別していくということになりますが、その結果指摘されることは、判で押したように、自尊感情が低いとか、親子の基本的な愛着関係ができていないというような問題が指摘されます。ですから、幼少期からの成長発達権を保障することが極めて重要だと考えています。

親子の基本的な愛着関係ができていないと、家庭の外に出て行って、社会の中で対人関係を築いて社会適応していくということができないということになりますから、まず幼いときの親子関係を築いていくことが必要です。これは血のつながりは必要ではないけれども、主たる養育者との安定した関係が必要であろうということが言えると思います。

後ほども触れますが、昔から指摘されていることでしょうけれども、施設で養育するというのに最近ますます疑問が呈されるようになってきていて、養育家庭とか養子縁組という

ことが我が国でももっと広まるべきではないかと思います。東京都でもそれらが広まるべきではないかということが言われていると思いますけれども、これは主たる養育者との安定した関係が、施設と養育家庭等、どちらのほうが築きやすいかということだろうと思います。

ただ、私自身、自分の経験の中でとても印象に残っているのは、養護施設で出会った2人の子どもの対比を職員の方からお聞きしたことです。1人は早くに親子分離されて、乳児院から養護施設とずっと施設暮らしで育てている。当時私が出会ったときに5歳ぐらいの子でしたけれども、本当にいい乳児院で育てられたということだったと思いますが、複数の職員に育てられるということであったとしても、やはりお腹がすいたときに泣いたらちゃんとそれに対応してもらえる。何かむずがったらそれに対応してもらえる、ということをやちゃんとやってくれる乳児院で育った子どもの場合は、本当に天真らんまんに育って行って、施設の職員にうまく甘えるということもできる。けれども、同時に同じ施設にいた子で、5歳ぐらいまでずっと親からネグレクトされてきて、泣きわめいてもずっと放っておかれたような子どもで、8歳ぐらいになってようやく「ごみ屋敷」から救出されたという子は、施設に来て抱っこされることさえできないという話を聞きました。つまり、抱っこのされ方ということも先天的に備わっているということではなくて、後天的に身についていくものなのだなど。愛着関係というものの一つと言いますか、親元で不適切な育てられ方をして抱っこされることさえできないという子よりは、早くに親子分離されて施設に入ることのほうが、その子の成長発達ということに資することもあるのだなと思いました。ですから、施設を全て否定するということではないですけれども、やはり主たる養育者との安定した関係が築けるかどうかという視点での支援ということが必要かと思います。

非行という形でSOSが出てくる場合、その背景にどういうことがあるかということですが、これは必ずしも子ども弁護士の実感だけではなくて、数値的に出てきている部分もありますが、家庭での虐待や不適切養育と言われるものが背景にあることが多い。それから学校でのいじめとか、体罰とか、管理教育からの落ちこぼれとか、貧困等の環境要因も非常に多い。鑑別所にいる少年のかなりの親がひとり親家庭ですし、しかも貧困で、とても弁護士費用なんか払えるような親ではないわけですが、そういうことが背景にあることがある。

先天的要因として最近注目される場所ですけれども、発達障害等の何らかの障害があるという子もいます。

これはここにいらっしゃる方々には言わずもがなと思いますけれども、障害がある子が

直ちに非行に結びつくとか、非行を犯しやすいとかそういうことではなくて、障害があるがために虐待の被害者になりやすいとか、障害に気づかれずにその子の個性に合った教育・養育が欠けていたというようなことが遠因としてあって、社会的にうまく適応できなくて逸脱行動をするという形で非行に陥ってしまうことがあります。

障害自体が非行を起こすとか、後天的な要因である虐待自体から非行を犯すということでもなくて、したがって、そういう因果関係はレッテル貼りとしてとても危険ではありますけれども、結果として非行を犯している少年の背景として見た場合にそのような問題があるということです。しかも障害自体が非行を引き起こすとか、虐待自体の要因で非行を起こすということではなくて、いじめとか差別とか障害等の負の体験と相まって社会不適応が起きるといふふうに精神科医の先生たちもおっしゃっているところです。

このように、成育歴の過程で成長発達権が保障されてこなかった。逆に成長発達権が阻害されてきた子どもたちが非行に陥ることがあるということから、非行をきっかけとして改めて成長発達権を保障する必要があるという考え方で少年司法の分野では取り組んでいるところです。ただ、基本的に原則として成長発達権を保障するという観点で関係者がみんな取り組んでいるところですが、残念ながら昨今の厳罰化の傾向の中では成長発達権を保障するというよりは、懲罰を与えるという観点が少し入り込んできているところは残念ですが、基本的な考え方としては、非行は成育歴の過程の中の何らかのSOSなのだから、改めて成長発達権を保障しましょうという観点で実務は動いています。

その中で、東京都の施策としてどういうふうに絡んでいくかということとは後ほどお話ししたいと思います。

このような背景があって非行に陥るといふわけなので、とりわけ世代間の負の連鎖を断ち切ることが重要であろうと。虐待を受けた子どもが将来自分も虐待をしてしまうとか、貧困家庭で育った子がまた貧困の親になってしまっていて、その子どもにも貧困の家庭での苦しみを味わせるとか、そういう負の連鎖は断ち切る必要があるだろうということが見えてくるわけですね。

そういう意味で、どういう施策が必要だろうかということを経験を挙げてみました。

まず、妊娠中からの支援が必要だろうと思います。それは望んだ妊娠の場合であっても、望まない妊娠の場合であっても、若年とりわけ未成年の子が母親となる場合に支援が必要であると思います。なぜならば、望んだ場合であっても10代で未熟な母親になった場合に煮詰

まってしまうと虐待をしてしまうことがある。意に反してといいますか、そういうつもりではないのに虐待をしてしまうという子はしばしばいるわけです。

特に、自分自身が虐待家庭で育ってきたがために、ひとり暮らしを始めて、早く自分が家庭を築きたいということで、10代で子どもを持ちたくて子どもを持つだけけれども、実際には客観的な養育能力という意味では、そもそも収入さえないだろうという母親が子どもを虐待してしまうということがありますので、どんな子どもであれ、社会で育てるという発想で支援をしていく福祉の体制を整えていく必要があるだろうと思います。

ところが、現実には支援の隙間があって、必ずしも妊娠中、妊娠の早い時期から支援していくことができなくて、結局産んだ後に慌てて支援をしていくということが起きているという現実があるかと思います。

特定妊婦という言葉が少しずつ広まってきて、特に支援が必要な妊婦さん、子どもを産んだ後に虐待等をするリスクがある妊婦さんに早くから支援をしましょうということが言われていますが、現実の支援がどうかと言うと、臨月までは妊婦さんに対する支援が手薄な現状があると言えると思います。

最近、私は16歳のある女の子を支援しています。親の虐待から逃れてきた子で、一人で生きていかなければいけない子なのですけれども、その子が妊娠をしまして、児童相談所に要保護児童通告して児童相談所の責任で居場所を探してくれと言っているのですが、現に何もしてくれない。なぜなら、妊娠している子を入所させるにふさわしい、妊娠している子を受け入れてくれる児童福祉施設というのはまずないわけです。児童福祉施設はほかの子との関係も考えますので、妊婦さんを受け入れるのは拒否的です。

では、大人の施設で引き受けてくれるかと言うと、母子療等は臨月になってからしか受け入れてくれないということがあって、ではその子は今から何カ月間もどうするのですかと言っても、児童相談所は何もしない、手をこまねいているだけという現実があります。

母親の支援ということと言うと、管轄の問題というのは一つ大きいかなと思っていて、母親の支援ということは福祉事務所の管轄で、そちらは市区町村長のレベルになるわけですが、子どもの支援ということは児童相談所の管轄になっていて、それが都道府県レベルということがあって、恐らく財源の問題が関係してくるのだと思いますが、どちらが引き取ってどちらが責任を負うというところが両方とも嫌がって、押しつけ合いと言えるような事例も生じてきています。

先ほど申し上げた16歳の妊婦さんの場合ですけれども、福祉事務所に行くと、福祉事務所は、16歳なのだから児童相談所の管轄なのだから、児童相談所が責任を持つと言うわけですが、児童相談所側では児童福祉施設の中で自分たちの持てる社会資源の中で子どもを受け入れられる施設がないから、福祉事務所で何とかしてくれと言うのだけれども、お互いにいいとは言わないわけです。結局その子の場合、福祉事務所は生活保護を認めません、却下しますということを言ってきて、16歳の女の子1人でどうすればいいのですかという状況ですが、そういうことが現実には起きているということがあります。

ですので、東京都のレベルで何をすべきかということと、市区町村長との連携の中でどうすべきかということ東京都の施策としては考える必要があるかと思えます。

保育所の果たす役割ですけれども、保育所は決して働いているお母さんのためだけ、働いている親のためだけではなくて、親が働いていないとしても、こういう困難を抱える子どもが出てこないように、つまり虐待等が起きないように予防的な意味合いがある社会資源のはずです。東京都青少年問題協議会の第1回の総会の際に、議員さんの中からは、働いていない親が子どもを保育所に預けるのはいかがかという発言がありましたけれども、働いていないが、母子家庭や核家族の中で煮詰まってしまうようなお母さんが虐待に走らないようにするために、日中の保育を支援することによって子どもが虐待を受けずに済むという効果もあるわけなので、保育所が虐待予防という役割も果たしているということを認識しながら施策を進めていく必要があるだろうと思えます。

望まない妊娠の場合に、でも中絶する時期は過ぎてしまっていて産みました、でも育てる気がありませんという場合に、乳児院にすぐ入るという子もいます。先ほど申し上げましたが、虐待されるよりは乳児院のほうがいいとしても、それよりもっといいのは1対1や少ない人数の子ども対親という関係が築ける里親とか養子縁組ということがもっと活用されるべきであろうと思えます。その辺が、現実には東京都の中では余り活用されていなくて、施設にどんどん預けていくということにとどまってしまっているということがあろうかと思えますので、その辺の見直しも必要かと思えます。

里親になじまないとか養子縁組になじまないような子もいるので、施設養護を充実させるということは必要だけれども、それだけではない施設に預けなくても済む方法ということも東京都の施策としては考えていくべきだろうと思えます。

困難を抱える子どもの早期発見、早期支援ということですが、現状で言うと、児童

相談所が役割を十分に果たせていない面があるのではないかと云わざるを得ないかと思っ
ています。

これは、個々の児童相談所の職員、児童福祉司がどうということではなくて、対応体制と
いう面で、これだけ虐待問題が増えている、社会問題化しているという中で人的・物的な対
応体制が十分とられていない。これは国の責任もありますけれども、都道府県レベルの東京
都の責任もあろうかと思えます。

また、児童相談所の職員が、専門性がある人ももちろんいますけれども、ない人もいて、
必ずしも子どもの支援、子どもの成長発達権保障という観点で必要なことをきちんとやると
いうことができていないことも問題ではないか。この辺は、お金をきちんとつけて職員を育
てていけば近い将来に改善ができることのはずなので、そういうところは施策としてきちん
と盛り込んで欲しいと思います。

虐待対応窓口の問題もあろうかと思えます。都道府県レベルの児童相談所と市区町村レベ
ルの子ども家庭支援センターの役割分担というところが現場では混乱を招いていて、子ども
を押しつけ合うということが市区町村レベルと都道府県レベルで起きているということが市
区町村側から指摘されています。東京都の中の区のレベルでも、児童相談所が動かなくて困
るのだと。いわゆる東京ルールが困るのだという声も聞こえてきているところですので、東
京ルールを徹底するという方向での今回の施策がいいのかどうかというところは疑問を持つ
ところです。

もちろん法律・制度としては都道府県レベルの対策でいいのか、市区町村レベルで児童相
談所を置いて一時保護権限を与えるなど、もっと市区町村に権限を与えるべきという考え方
もあろうかと思えますが、法律が変わらない中で言うと、都のレベルできちんとやるべきこ
とをやる、市区町村に押しつけはしないという方向性が必要かと思っています。

児童相談所が役割を果たせていないという中で、現実に大きいと思っているところは一時
保護所の問題です。一時保護所が、子どもが安心して保護されようと思える場所になってい
ないということです。子どもが1回一時保護されると、もう二度と行きたくない場所だとい
うのが現実の一時保護所のようなのです。

実は私たち弁護士も、子どもが今いる居室スペースを見たことがある人は、ほとんどいま
せん。面会室とか研修室とかの外の人が入れるスペースは見せてくれるのですけれども、子
どもがここに住んでいますという居室部分や生活空間は見せてくれないので、子どもから聞

く話でしかわからないのです。ただ、子どもたちが言うところでは、こんなところは二度と来たくない、なぜなら刑務所のようなだからというわけです。子どもたちは実際に刑務所などは行ったことないわけですけれども、子どもの中のイメージで、刑務所のようなことを子どもたちが同じ言葉で言うところのようです。

物的な面で言っても人的な面で言っても問題があります。物的には定員の150%、200%収容などと言われる日もあって、廊下に寝かされているときもある。そこは物的な面を改善すればよいはずなのですが、それ以外にルールという面で、とても人権侵害的な場所になってしまっているという現状があらうかと思います。

それは過剰収容ということと関連している面もあるかもしれません。過剰収容なので、職員の手が回らないので、子どもたちを秩序正しくさせるために厳しいルールを作って監視的な対応をしているということかもしれません。私語を禁止するとか、何をやってはいけない、あれをやってはいけないというようなルールがあると子どもたちから聞いています。ただ、職員から聞くと、建前上は私語は一切禁止ではなくて、自分の地元の話とか、過去話とか、そういうことを言うてはいけないだけであって、普通のたわいもない私語は禁止していませんと言うのですが、子どもたちからは、一切私語は禁止でしたという声を少なからず聞くので、本当のところの実態はわかりませんが、少なくとも子どもたちは私語さえ禁止される場所だと受け止めています。

何で自分は悪いことをしたわけではなくて、親から虐待されて家に居られないから保護を求めているのに、何で私語が禁止されなければいけないのだと言って、二度とこんなところには行きたくないという声を聞いています。

ただ、そういうふうに声を出すことができる子ども、こんなところには行きたくないと言って、いわば自分を他の場所で適切に保護してくれという権利を主張できる子どもというのは余り多くないので、我慢してそこに居続けるか、そういう噂を知っているから絶対に児童相談所には近寄らない子か、そういうふうに分かれてしまいます。ですから、現にそこに行ってその問題性を指摘する子どもの声というのは拾いにくいところではありますが、私たちは仕事柄そういう子どもに接して、そういう子どもの声が聞こえてくることがあるということになります。

例えば、ルールということと言うと、これが全ての児童相談所の一時保護所で行われているとは限りませんが、あくまで私がある子どもから聞いた話ですけれども、鉛筆回しをする

と違反行為で、反省生活をしなければいけない、ということでした。こういうふうにする鉛筆回しが禁止されているのです。

これも私が聞いた話ですけれども、反省生活はどうやるかと言うと、児童福祉施設では子どもの身体を拘束することは法的にはできませんから、事実上の拘束の手段を考案しているのです。事実上の拘束手段として、卓球台を立てて壁のように囲って、本当の壁と卓球台とで壁を二方向に作って、それで閉鎖空間を作って、その中に学校の学習机みたいな机を1つ置いて、「そこで1日勉強していなさい」という懲罰的な対応をされたという声を聞いたこともあります。

制度の運用上は、今の東京の一時保護所では学校には行かせないという運用をしていますから、学習権侵害と言える状況があります。小学生が長期間学校に行けないということさえ行われていて、私が聞いた中で一番長いのは8カ月でしたが、8カ月間小学生が学校に行くこともできず、外部と交通することもできず、一時保護所に保護されていたということがあります。児童相談所の一時保護所の人権侵害的な対応、子どもの成長発達権を保障するという観点に立っていない対応というものの改善は急務かと思っています。

子どもたちは、幼いころはそういうことはわかりませんので保護されるわけですが、二度と行きたくないということがどういう場合に起こるかと言うと、これも児童相談所の対応としていかがかと思うことがありますけれども、子どもがある程度体が大きくなってきたから、身体的虐待はもう起きないだろうということで家庭に戻してしまうことがあります。しかし、家庭に戻ってからネグレクトとか、心理的虐待とか、経済的な搾取とかいろいろと形を変えた虐待が起きて、再び家庭から逃げてくる子どもが、今度はもう絶対に一時保護所は行きたくないということで、ほかの居場所を求めるということがあるわけです。

前回、坪井弁護士のほうからカリヨン子どもセンターの実践のご紹介があったと思いますけれども、一時保護所に行きたくないという子がシェルターなどで保護されるということが出てきています。

幼いときにSOSを出して、早くに保護された子はまだよかったということになるかもしれませんが、思春期以降にSOSがようやく出てきた子どもにどう支援していくかということも重要な課題になってきます。

早期発見、早期支援と言いましたが、どんなに施策として早期発見、早期支援をしようとしても漏れてしまう子は出てきてしまうわけですから、漏れてしまった子にどう支援を

していくかということが重要になってこようかと思えます。

漏れてしまった子が思春期になってから精神疾患とか、不登校とかそういう形でSOSを出す子もいるでしょうけれども、私たち弁護士が会える典型的なSOSは非行です。非行に至ってしまった場合の支援ということが重要になってきます。

非行に至ってしまった場合には社会内で処遇していくという方法と、施設に収容して処遇するという方法の大きく2つに分かれるわけです。少年司法の施設というと法務省管轄の少年院ということになりますが、少年院に収容する必要があるかどうか、少年院ではなくて、在宅で、社会内で処遇をすることができるかどうかというのは、本来、要保護性の程度で判断されるべきということになっています。けれども、実際問題として、その要保護性の中の大きな要素として、安心した居場所があるかどうか大きいということになってきます。

ところが、残念ながら、虐待を受けてきた子どもが逃げて友達の家を渡り歩いていたとか、公園で寝泊まりしていたという子については、もちろん家庭に戻すことはできないし、児童福祉施設には引き受けてもらえなくて、すぐに居場所を見つけることができないがために、やむなく少年院に送致せざるを得ないという子もいるわけです。けれども、これが社会内で子どもを引き受けられるような施設が増えれば、少年院という閉鎖施設に送る必要はなくて、家庭的な環境を味わいながら子どもが立ち直っていくということが出来るわけですが、それが出来る施設が極めて少ないということがあります。カリヨン子どもセンターのシェルターには、そういう子ども、少年も来ますけれども、とてもシェルターだけでキャパシティが足りるということではないので、もし空きがあれば引き受けてあげたいけれども、空きがないがために残念ながら少年院に行ってもらうしかない、というような少年が少なからずいるというのが現状だろうと思えます。

残念ながら少年院に行きましたというのも、少年院ではそれなりの良い処遇もするわけですから、行ったらその期間は有効に過ごしてもらって、その後できちんと社会内で受け入れるということができればいいのですけれども、少年院からの社会復帰にも課題がたくさんあります。その中で大きいのは、今度は戻ってくる場所がないということです。少年院の中では、一応、衣食住が整って安心して生活することができるわけですが、戻る先がない少年というのが少なからずいます。

社会復帰支援ということが国の施策としても重要だということが言われていますけれども、その中で東京都というレベルで何をするかと言うと、機関連携が必要だろうと思えます。少

年院から社会復帰する子どもというのは福祉の支援が必要な子です。福祉には都道府県レベル、市区町村レベルでやることがありますけれども、その福祉の管轄のことで、国のレベルでやること、これは更生保護と言いますけれども、その重なり合いが出てくる部分ということになります。

国の管轄というのが少年院や保護観察所です。都道府県の管轄というのが児童相談所ということになり、市区町村の管轄は子ども家庭支援センターとか福祉事務所ということになりますけれども、それぞれの機関がうまく連携して、子どものためのよい重なり合いを作っていくって、手厚い支援をすることができるというのが理想ですけれども、現実にはお互いに押しつけ合ってしまったって、そちらでやってくださいということが少なからず起きています。

とりわけ児童相談所が、非行を犯した少年への対応が十分にできていないという傾向が問題だろうと思います。それは、少年院に行く前の段階でも、虐待を受けていた子であってもいったん非行化が少しでも進んでしまうと児童相談所が一時保護所に保護しないとか、養護施設に措置したがるということもありますが、少年院から帰ってきた少年を引き受ける場合も、本来であれば年齢的に言えば児童福祉施設がふさわしいという年齢であっても、児童相談所側が措置する先の施設を見つけられないということが出てきています。

これは虐待を現に受けている子どもへの対応で手いっぱいな児童相談所に気の毒だと思う面ももちろんありますけれども、本来は、児童相談所は非行傾向が出た子であっても、現に居場所がない、住む場所がない子であれば要保護児童として児童相談所の責任で保護しなければいけないはずだけれども、そこまで手が回っていないというのが現実かと思います。

いろいろな問題を解決するためには、子どもにもっとお金さえかければ解決できる問題が少なからずあるのではないかと。それを東京都のレベルでできることもあるのではないかと。ということで、私としては子どもにもっとお金をかけようということをや意見として申し上げたいと思います。

私は弁護士ですから、こういういろいろな問題がある中で、弁護士として何をしているかということをお話したいと思っています。

私たち弁護士は、非行に陥った少年はもちろんですけれども、非行に陥る前でもできれば予防的な段階からかかわって子どもの権利保障を実現したいということで、活動の時期と言いますか、対象の子どもというのを少しずつ広げているという歴史があります。虐待を受けている子どもが非行に陥る前に、早目に児童相談所の保護を受けられるようにという段階でも、

子どもの代理人として活動するようになってきています。

このベースとしては子どもの権利条約の理念で、子どもは保護の客体ではなく、人権権利の主体であるという基本的な考え方があります。子どもは保護をする客体だという考えのもとでは、子どもの「健全育成」という言葉が使われていますけれども、最近では、子どもの権利条約批准を契機として、子どもの「成長発達権を保障する」というのが児童福祉とか、少年司法とか、教育とかいろいろな場面での基本的な考え方であるべきという発想の転換が少しずつ図られています。

これはどういうことかと言うと、子どもを保護するということは恩恵として保護してあげるということではなくて、子どもに保護を求める権利があるということです。恩恵として保護してあげるということになると、国家とか自治体の財政上の制約があつて、「だから、あなたはここで我慢してください」ということになりがちですけれども、そうではなくて、子どもの側が、自分が十分な成長発達が遂げられるように「自分の権利を保障してくれ」、「自分を保護してくれ」という要求に対して、国や自治体はその責務として応じていくべきということが本来言えるはずですが、もちろん、これは理念的なことであつて現実には社会的資源に制約がある中でできていないわけですが、できていないことをできていないということで放置してしまってよいわけではなくて、子どもが保護を受ける権利が十分に保障されるような施策を国や自治体をとるべきであろうと考えています。それが先ほど来申し上げてきました、例えば、妊娠している子どもにふさわしい施設がないのだったらそれは作るべきということが言えるかと思えます。

ただ、その権利が子どもにあるのだとただ言葉で言っても、それは画餅となってしまいます。大人の場合は、この20年ぐらい私たち司法で仕事をする者の課題としては、「司法制度改革」ということで社会のマイノリティー、弱者の方たちが、自分の権利を十分に行使できるように弁護士に容易にアクセスできるようにしましょうということがこの20年来の流れだったわけです。しかし、残念ながら社会的マイノリティーの中で最たるものと言ってよいはずの子どもが弁護士にアクセスして、自分の権利を守りましょうという制度は今のところほとんどできていません。あくまでも私たち弁護士のボランティアレベルの活動しかできてなくて、制度としてはできていません。けれども、私の考えとしては、子どもが権利を持っているのだったら、その権利行使を実効的にできるようにするためには、子どもが弁護士の法的支援を受けるということはタダではできませんから、公費から法的支援を受けられるよ

うな制度を作っていくということも目標かと思っております。東京都の施策としてはそこまでは至らないかと思えますけれども、私たちがそういうことを考えながら活動している中で見えてきた東京都の施策上の問題をお話ししました。

ありがとうございました。

○古賀部会長 ありがとうございました。

時間の制約がございますので、限られた時間の中でご質問、ご意見を手早く出していただければと思います。

どうぞ。

○井利委員 今までのお話を聞いていまして、違うことを言うてしまうかもしれないのですが、例えば虐待を受けた子がこういうふうになっていくとか、低所得者の子がこういう形になっていくといったような。例えば、東京都の施策として、理念として出すときにこういう子がこういうふうになるから注意しなくてはいけないというような感じに受け取られるのであれば、それは私たちの望んでいるところではないはずだと思います。

ただ、全体的な議論として、こういう子だからこういうふうになる。だからここに何かをしなくてはいけない。でも、若者はこういうふうで育つとこういうふうになるといったようなことが全面的に出るということにすごく危険を感じます。

多くの若者は、私が出会っているひきこもりの方たちもそうですけれども、非常に規範意識が強い方が多いです。例えば、赤信号はみんなが渡っても渡らない。何でみんな渡れるのだろうと考える。それから、優先席には絶対座らない。何であの人は若いくせに優先席に座って足を広げているのだ。腹が立って腹が立ってしょうがない。この怒りをどこにぶつければいいのだといったような考え方をします。それから、必ず選挙には行きます。茗荷谷クラブというところでひきこもりの方を見ているのですけれども、そういった形は皆さん必ず選挙には行きます。そういったような若者が多いです。

私が思うには、世間とか私たちの世代の若者感といったものがどうも違っていると思うのです。若者たちは本当はすごく規範意識が強くて、真面目にやっている子たちがほとんどというところをまず出していかないと、そういった問題を起こしている子たちというところに焦点を当ててしまうと、何か危険な感じがします。そうでない若者がたくさんいて、そういう人たちをどういうふうに私たちが支援をしていくかということですね。

先ほども阿部先生のあれでありました貧困層が増えている。その中で今まで抜け落ちてい

た視線の中で、私たちが何ができるかということを考えるときに、私たちの社会の若者感と
いったものを変えていく必要があると思っています。実際、今の若い世代の人たちが、
問題のある子は全部SOSだとしたら、その背景に何があるのかというところですね。それは私
たち自身、大人社会がそういう人たちを育てようとしていないあるいは若者というのは危険
だといったように見ているのではないかということを感じるのです。そういう中で、こうい
う子はこういうふうになるといったような話が先行してしまうということは非常に危ないの
ではないかと思います。

例えば、本当に卑近な例ですけれども、私の次男は30歳になるのですが、20代のころにコ
ンビニの前で集まって、いろいろな話を仲間同士でわいわいやっていたらお巡りさんが来て、
君たちが何も悪いことをしていないことはわかるけれども、近所から苦情が来た。若い人た
ちが集まって危ない。だから、すぐ解散させてくれと言われたので、私としては君たちが何
も悪いことをしていないのは知っているけれども、苦情が来てしまったので、悪いが、この
場を離れてくれないかということがある。そういう感じがすごく強いと思うのです。

そうすると、彼らは一体どこで、自分たちでそういった楽しみとか自分たちの居場所を見
つけばいいのだろうかということになってくると思うのです。

なので、そういうふうにとまっている若者は危険だとか、そういったような若者に対する
見方といったものがあって、それをまず大きな視点で理念として変えていく必要があるの
ではないかと思います。

○古賀部会長 どうですか。川村先生の側から何か。

○川村委員 おっしゃるとおり、偏見を持って見るという風潮があってはならないことなので、
そう誤解されるような書き方はするべきではないと思います。ですから私も先ほど冒頭に申
し上げたとおり、偏見を持たれるような見方、すなわち困難を抱えた子どもの背景としてい
ろいろあることを、因果関係として「そうだ」と言うことは危険けれども、現に非行に陥
ってしまった子をどう支援するかという視点は施策としては忘れてはいけないので、慎重な
書き方で、本意ではない受け取られ方をしないような書き方はすべきかと思います。逆に、
例えば虐待を受けた子が必ず非行に陥るわけではないが、非行を犯している子の背景に虐待
があって、そのために十分成長発達が遂げられなかったのだという現実を知らない人もた
くさんいるわけなので、知らないからこそ「甘ったれたクソガキには厳罰を」みたいな風潮が
社会から出てしまうわけなので、そういう知られていないところを先生がおっしゃった面も

そうだし、逆の面もそうだし、両方とも社会に理解してもらうような努力とそういう施策が必要なのかと思います。

○古賀部会長 よろしいですか。

○井利委員 そうですね。両面をきちっと見ていくという施策が必要かなと思いますし、確かに虐待から引きこもった子、不登校になった子も確かにいる。それに対する施策も必要ですし、一方でそうでなくて、実はすごく中流以上の家庭で規範意識の強い、誰とでも仲よくしなさいとか、人に絶対に迷惑をかけてはいけないのだよと育てられた方たちが引きこもってしまう社会ということを考えていかななくてはいけないと思います。

○古賀部会長 よろしいですか。

リスク要因という考え方は必ずしもリスクにたどり着くとは限らないのです。リスク要因があることによって、それが何らかの形で引き金になるということもあります。

それから若者観を変えましょうみたいなことは、また別に議論をする必要性があるかと思っています。確かに、困難の質によって若者の問題性が大分違うと考える必要があるし、それを網羅的に単純に若者問題と一括できない部分もありますので、今のお話のようなところも考えていく必要があると思いますし、そこに関連して他機関連携とかあるいは人権、権利の問題が出てくるかと思っていますので、この次の議論にそこをつなげながらしていければと思いますが、一旦ここで川村先生からの意見発表を終了させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。（拍手）

時間が押しておりますので、次第の5「現場におけるより効果的な支援の実施について」に入っていきたいと思います。

事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○野村青少年課長 前回の積み残しであります「現場におけるより効果的な支援の実施について」ということをご議論いただきたいと思います。事務局からは簡単にしたいと思います。

いただいたご意見につきましては本日出していただいて、計画の第6章の推進体制というところに反映させていきたいと考えておるのですけれども、大きく2点についてご意見を伺えればと思っております。

1点目が、第2回の専門部会における古賀専門部会長のプレゼンにもございましたけれども、困難を有する青少年がなかなか支援を利用していない現状というものがあるというご指

摘がございました。

現場において支援をしていらっしゃる先生方を中心に、そのあたりの実感というのはどのようなところがあるか。また、支援が利用されていないとすれば、その原因であるとか理由。行政として、例えば支援の提供者として何を配意していくべきかということをも1点目としてお伺いしたいと思っております。

2点目に、子若法におきましては現場における効果的な支援を実現するために、子ども・若者支援地域協議会という枠組みを用意してございます。

今回、ダブルクリップにとめました資料1については既にお配りしました資料ですけれども、都の子若協議会についての概要でございます。

2枚目が、古賀先生にご提供いただきました要保護児童の協議会との連携のイメージ図というものがございます。

さらに、これに関連しまして資料のご説明を若干させていただきたいのですが、先ほど左前のほうに置かせていただいたと申し上げましたのは、内閣府が昨年度に行いました「『地方公共団体における困難を有する子供・若者の支援に関する調査研究』について」の結果の概要でございまして、この中で協議会について触れております。

このA4のホチキスどめしたものをご覧いただきたいのですが、1枚目の右上のグラフをご覧いただきますと、地域協議会を設置している自治体というのは全体で言うと6.6%で、都道府県ですと約半数が設置、区市町村で見ますと9割以上が未設置という現状でございまして、というのが1枚目の紙でございまして、都の協議会は既に設置してあって、先ほど資料1のほうで出している体制でございまして、区市町村のほうの現状では、本年3月の時点では3自治体で設置済みとなっており、設置に向けた調整中が2つ、検討中が3つというところになっております。ご存じかと思いますが、都内では62区市町村がございまして。

次にホチキスどめのほうを1枚めくっていただきまして、2枚目の右側をご覧いただきたいのですが、2枚目右側の上のほうにございまして、設置予定がない理由としましては、担当部署の設置が難しいでありますとか、人材不足などが挙げられているところでございます。

A3のカラーの紙を置かせていただいているのですが、この紙は同じ内閣府の調査なのですが、未定稿というかセットされていない資料で、オープンになっていないものでありますので会議終了後回収という形にさせていただきたいのですが、この協議会を運営する上

で課題は何ですかという問いに対しての答えでございます。

一番多いのは、課題と言いますか、これを今後充実していきたいということかと思いますが「構成機関等の情報共有等による連携の強化・充実」という課題で62%ぐらいが答えております。

右上側の一番上「学校卒業等の対象者の成長に応じた切れ目の無い支援態勢の構築」が課題である。これについては、縦のネットワーク等で語られている部分かと思えますけれども、そのあたりに課題がある。

さらに右側の真ん中あたりに41.7%のところは「研修やワークショップ等を通じた協議会に携わる人材の育成、能力向上」というのが課題である。

その他4割近いところが答えたものでは右側の下から3番目「協議会の運営や個別支援に要する財源の確保」が難しい。

同じように4割強が答えているのは左側の上から3番目「困難を有する子ども・若者に係る他の支援ネットワークとの連携の強化」。まさに要保護児童の関係、協議会等も含まれるかと思えますけれども、そのあたりに課題があると全国調査では回答が来ているところがございます。

先ほど申し上げた2つ目のお伺いとしましては、子若法では子ども・若者支援地域協議会という枠組みを用意しておりまして、都でも、都の子ども・若者計画の策定後においては、区市町村においても支援協議会、地域協議会の設置というものを後押ししていきたいと考えておるのですが、現場におけるこの協議会が効果的に有効に機能するためにはどのような仕掛けと言いますか、都としての支援もそうですし、何が現場における有効な連携を生み出していけるのか。そのあたりについて現場におけるご経験等も踏まえてご意見をいただければ。その2点をお願いしたいと存じます。

よろしく申し上げます。

○古賀部会長 青少年が支援をなかなか使わないというところをどうしたらよいかということで、この点の意見から。

次に、他機関連携ですね。これはいろいろな形でご意見がたくさんおありかと思うのですが、アンケートをとったときに書いてくださった先生方にはまず先にお話を伺うとしますが、どうぞ皆さんから自由に言っていただければと思います。

まず、若者がなぜ支援機関を利用しないのかということですが、仁藤先生いかがですか。

一番当事者性がありますので、どうぞ。

○仁藤委員 それについて発言する前に、会議で都の方も委員の方も明らかな居眠りをされている方がいて、それは本当にあり得ないことだと思うのです。

子供に対しても本当に失礼だし、これは今日だけではなくて、前回や前々回も職員の方の中にも寝ている方が、明らかにこっくりとやっている方がいたので、私はこういう会議が初めてなので本当にそれはびっくりしています。

皆さん、お金をもらってやっていると思うので、ないようにしていただければと思います。子供たちも授業中に寝たら注意をされるので、どなたか注意をするというのが、それが私だということもおかしいと思うのですけれども、そのあたりをお願いします。

子供たちがなぜ支援を利用しないのかということと言うと、今の支援のあり方というのが窓口に来た子にだけ対応するというあり方だからだということがあって、そういう子供たちを発見して支援につなぐ連携とか、例えば学校とか児相が動いていないというのも物すごく活動で実感していて問題だと思うのですけれども、学校も何か問題があったときに発見してケアにつなげたりとか、警察が補導した子供たちが非行をする前に補導をされているわけですから、ケアにつながるような補導のあり方だったりとか、もっと民間の支援者が外に出て行って子供に直接つながるような支援のあり方という、受け皿の議論は結構されていると思うのですけれども、自分たちから来ることがない子供たちがどうやって支援につながるのか。

子供たちが助けてと言えないことが一番困っているわけですから、そういう子供に対して積極的に発見する機能について検討するなりして欲しいということを思っています。

○古賀部会長 一応、まずは順番にお聞きしましょうか。

井利先生いかがですか。

○井利委員 いろいろな協議会に出ていて、なぜそういう青少年たちが支援を利用しないのかということになってくると、先ほどの若者感に通ずるところなのですけれども、仁藤先生も売春は自己責任かと言っていました、「か」ってクエスチョンマークですよ、もちろん。

やはり自己責任であると考えている方が非常に多いということだと思います。自分の能力が足りないのは自分の能力が足りないから、これは自己責任だ。だから、自分で解決しなくてはいけなくて、SOSを求めることではない。それはご家庭でもそう思っているし、若者自身もすごくそういう意識が強いと感じます。

例えば、中学から高校に行く進路未定者という人たちがいるはずなのですけれども、ある区でそういう人たちがいるはずなのですけれどもと言ったら、ゼロですと。そんなはずはないですよ。

要するに、声が上がってきていないし、それを探そうともしないというところですよ。実際に町に出ていくのは非常に難しいとしても、例えば教育相談とその後の支援のところがつながるとか、そこで情報交換ができるとか、そういったことが可能になればそこでまた拾い出せることもできると思いますし、民生委員の方とか地区で活躍なさっている方といった方たちと連携をとるということもできるかと思えますし、理念として、なぜそういう状態になっているのかというと、社会が若者の能力形成に責任を持つのだということばんと打ち出していない限り、なかなかそれは自己責任だとやっているわけで、そうするとずっと長く引きこもっていることになって、結局社会参加が非常に困難になってくるという状態がありますので、古賀先生がおっしゃった脱個人化といったようなところのことをまず言うていくということをやらないと、結局協議会だ何だかんだと言っても何となくこういうことをやっています。でも突き詰めていけば個人の責任ですよ、みたいな空気が流れている感じを見ると非常に残念だと思いますし、それでは今後困っている若者たち全体を救うことはできないだろうと思いますので、意識改革ですね。

先ほど言ったように、規範意識が強い若者が実は非常に多いというところからも若者像がずれているので、そこをちゃんと行っていくことと、SOSを求めてもいいのだよという教育的なところ。例えば、道徳教育で誰とでも仲よくしなさいというのではなく、ちゃんとヘルプをする。ちゃんとこういうセーフティーネットがあるのだということも同時に言うていくところから、そうか、求めてもいいのだ。言うていいのだという社会になっていくということが必要かと思えます。

○古賀部会長 坪井先生、次をお願いします。

○坪井委員 今、井利先生がおっしゃったとおり、私は子供たち自身がSOSを求めていいのだよということを教えられることが一番大切だろうと思っています。

幼いときからちゃんと大人と対応をして、困ったときには相談し、助けてもらえたという体験を持って育っていった人はSOSの出し方がとても上手だし、支援を探すという方法も知っているのだけれども、それをきちっとできなかった子供、残念ながらそれが家庭で教えられてこなかった子供については学校現場でそれを教えてあげるしか方法はないだろうと思いま

す。

学校教育という場でできるだけ小さいとき、幼稚園、小学校のときから人はSOSを出している。そして相談に乗ってもらえるのだよということをまず子供たちに徹底的に教えてもらいたいというのは一つです。それは子供の権利保障ということです。

もう一つは、子供たちがなぜ相談しないかと言ったら相談したっていいことがないからなのです。小さいときから困ったときに相談しなさいと言われるから学校の先生に相談したら聞いてもらえない。スクールソーシャルワーカーがいるからと話をしたらその話がだだ漏れになって先生から復讐されたとか、行政に行ったけれども、結局あなたは助けてあげられないとたらい回しにされたという経験をしてしまっているから、公的な機関に言っても助けてもらえないと思っている子はたくさんいます。

ということはどうするかというと、現在ある窓口の方たちが子供たちの相談を受けるといのはどういう姿勢が必要で、どういう書き方をして、どういうふうにすれば子供たちが支援を受けられたと実感できるのだろうかということを努力することなのだろうと思うのです。

ここで窓口をやっていますと幾ら広報しても、子供たちは逆に絶望していくのです。言ってもだめだったのではないかという連続になってしまうので、両面が必要だと思います。

子供の相談を受けるといのは、実はすごく研修も必要だし、人も必要だということをおわかっていただきたい。誰でもいいのだというわけにはいかないくらい子供の相談を受けるのは実は難しいということもわかった上で研修を積んでいくというところ。その2つが必要だろうと思います。

○古賀部会長 ほかの先生方、いかがでしょうか。何か、今のご意見についていかがですか。

東京都ぐらい支援のメニューというのをめちゃくちゃたくさん持っている自治体はないのです。まず、これを自覚していく必要があると思うのです。例えば中退対策だけでも、私はリスタートプレイスなどを見せていただきましたけれども、ああいうものを独自に持っている自治体などはないのです。

メニューは物すごく豊富だと。今、ずっと3人の先生方がおっしゃっているように、それと実際の当事者をどうつなげるかということですよ。ここをどうやってやるのか。

先ほどちょっと出ていましたけれども、ある種のカミングアウトをしてもらうということをおを教育の現場を含めて啓発するということは一つ重要なことだと思うのですが、これもなか

なかやり方が難しいですね。つまり退学したらここへ行きなさいと在学している人に言っても、これはなかなかインパクトがない話です。どういうふうにしたら啓発できるかについてはいろいろなノウハウが要るだろうと思いますけれども、確かに間違いなくある種の能動的に依存していけるような体制をつくっていくというのが一つ重要かと思えますし、もう一つ聞きながら非常に思うのですけれども、実は、当事者は問題についてよくわからない。

すごく変な言い方なのですが、問題に埋め込まれた人は問題が何なのかよくわからない。例えば、貧困の中にいる人が本当に貧困を感じているのかというところとわからなかったりする。つまり、言語的に相対的に言えるというためには、その渦中から一步引かないと言えないというところがあって、大抵の当事者は、例えばご飯を食べるのが困ったみたいな事実は言えても、それを何らかの形で自分に降りかかる要素として言うということは非常に困難だと思います。

困難を持っている人たちが問題についてよく理解してもらえるような場というものを用意しないと、支援機関につながれないのではないかと。どんな本質的な問題があるのか。例えば、中退しましたと言ったとしたら、中退した背景には実は貧困があって、働かないとならないから学ぶ機会がない。学ぶことに時間が割けないとなるならそちらを改善しなければならぬ。問題自体を腑分けしていただいて、インテークしていく作業というのがもう一つどうしても必要で、それは結構当事者にとっては難しい作業ではないかと。

そこに坪井先生とか井利先生も先ほどからずっとご指摘のように、専門家の介入というのが非常に重要になってくるのではないかと。そういう方々が先ほど阿部先生もご指摘にあったような貧困についてちゃんとした認識を持っていけばつないでいけるということになります。なかなかそういう人を養成するとか研修するというのはそんな簡単なことではなくて、非常に困難を極めると思えます。そういう中間的な支援をつなぐ機関を設置していくあるいは用意していくということは非常に重要ではないかと。ワンストップをちゃんと用意することは重要ではないかと私は思っています。これは個人的意見です。

ほかにいかがでしょうか。

○山本委員 皆さんと重なる部分もあるのですが、ずっと教育現場取材してきてこの間、古賀先生もおっしゃっていましたが、やめた子が先生に相談するケースとか、親以外の大人というところと頼るところがそこしかないのです。なので、こんな子を中心に、先生たちがもし中退する前には難しいかもしれないのですけれども、そういったところでの教育というの

がすごく大事で、例えば労基法で、こういうことはブラック企業だから就職してから困ったらこういうところに行くのだとか、そういった教育の内容として、ちょうど39ページに社会の変化に自律的対応をする力の育成みたいなことがあるのですけれども、いいことばかりではなくて、こういうことがあったときはこういうところに相談してもいいとか、これは子供の権利とか自分の権利を侵害されていることなのだというのを教えていくと同時に、学校の先生がその窓口とか、せめて何かチラシとかそういうのを学校に置いておいて、先生たちに何かこういうことがあったときにこういうところがあるのだよと、相談窓口ぐらいは紹介できる仕組みみたいなことで、これは多分教育庁の教育のところでも各学校にこういうことがありますということに、何か職業とかハローワーク等の連携とかを今、やっていますから、そういったところで先生というところが意外と子供たちに接するところが一番多いし、何かあったときにそこから巣立っていったり中退したりということがあるので、ぜひ学校現場でこういったことの周知というのは割と窓口の人たちの教育とかそういったことよりは時間が短くてすぐできることなので、ぜひ消費者教育とか社会問題について考えて何とかする力と同時に、即時的にすぐ何かあったときはこういう窓口があるということを紹介したらいいのではないかと思います。

東京都は「こたエール」という、子供たちのメールでの相談窓口があって、学校へのお出前授業みたいなものをしたときに、子供たちにこういうのがあるのだよという周知をすると、先生には相談しなくてもその窓口にはメールで相談できる。しかも、相談を先ほどなぜできないかという、見相もそうなのですけれども、相談時間が5時までだと。5時までには相談ができないので、利用しやすい時間とか方法とか、若者にアプローチをする方法というのを、仁藤さんもおっしゃっていたようにこちらから歩み寄って相談しやすいような形とすると、「こたエール」は民間の方たちが運営していて、時間とかも柔軟にメールは24時間受け付けていてこの時間に返すとか、専門家の方が相談に乗っているということでいい点があるので、ああいう例があるので、学校とかをもう少しきちんと利用するというのはいっの手なのかと思います。

○古賀部会長 どうぞ。

○阿部委員 今の点をむしろ都の方にお聞きしたいのですが、都として、一番早く小中学校からやるべきだと思うのですけれども、特に一番重要なのは高校のレベルで、カリキュラムの中にそういった授業を加えるということは、都の判断でできるものなのではないかというこ

とをお聞きしたいです。

前に区の方とお話をしたときに、小中学校まではそういったことを学校で教えようと思えば区の教育委員会でやればできるけれども、高校生が一番重要なのですが、高校は都の管轄なのでできませんと言われたことがあって、みんなあちらこちらで言って欲しいということで、実際に言うのは簡単だけれども、やることはできませんと言われたことがあるのですが、それは都ではできるのですか。

○古賀部会長 むしろ、私がフォローしたほうがいいのかもしいかなと思います。

東京都も、実は学校をプラットフォーム化しようということの動きがあって、一部、職業教育を入れようということでカリキュラムの改定が始まっているのですけれども、そこには今言ったセーフティーネット的な知識をかなり入れる予定になっていまして、東京都は独自に奉仕という授業も持っているのですが、それを連動させてやっていくということにはなろうとしています。

その辺は寺崎先生が詳しいかと思います。

○寺崎委員 今、お話があったように、都の場合には都の教育委員会がこういうカリキュラムを入れるようにということを言えば、いわゆる学校に指示すればできることです。

区の場合には学習指導要領に基づいて教育をしているのですけれども、こういう内容を入れて欲しいというカリキュラム届け出の前に言えば入れることができる。ただし、事業時数に限りがありますから、せいぜい数時間だろうと思います。実は私もカリキュラムに入れるようにしなければ、幾ら紙を送っても何をしても学校は動きませんよということを申し上げようと思ったのです。

つまり、紙は学校に何百といっぱい来るのです。都庁の全部の役所からも来ますし、区からも来ます。学校はどれをやればいいのかとなるのです。一番大事なことは、カリキュラムに入れることなのです。カリキュラムに入れるということはやらなければいけない。届け出を出してやれということになるのです。変えるには届け出も必要です。

数時間でも、1時間でもいい。こういうカリキュラムに。それはどの教科あるいはどの領域のどこに入れるのだということを明確にして指示をしないとだめなのです。

高校の場合、東京都は独自の教科もつくっていますし、可能性は全く大ありだと思います。

時間を過ぎて申しわけないのですけれども、今、申し上げたようにきちっとカリキュラムに入れるということと、先ほどの川村委員の話の中に、最後のところの子供の権利条約の理

念というところも非常に重要だと思っています。つまり、子供の健全育成から成長発達権保障。健全育成というのは、地域の人が今やってくださっているのです。ただ、問題はみんなお年寄りなのです。高齢化していて、その人たちのところに全部重なってくるという問題が1点あって、いかに若返り化をしていくかということも問題。

いいところは、今、その人たちも自分たちがやって与えるだけではだめだ。生徒自身、中学生自身、高校生自身が主体的に目標を立て、設営、設定して自分たちがもっと小さい子を動かすようにしていかないとだめだあるいは大人と一緒にやらなければだめだというところに動き出している。

ただ、課題はこれもかなり地域差があるということです。そういうものに対して、都なりがこういうことができる。こういう例がある。こうやってみればというような情報を与えていって、全体がそういう方向に動いていくようにしていくということが必要ではないか。

最後にもう一つなのですけれども、インクルーシブ教育のことで、これが1ページで先天的要因のところに出てきているのですが、発達障害から何らかの障害。実はここに対する理解が非常に弱いのです。

平成19年に特別支援教育が始まってもう8年になるのですけれども、学校現場の先生たちの意識は非常に弱いです。理解も薄いです。ですから、このところをもっときちっとやらないと、それによって誤解されているあるいはうまく発達していけない子供が一番問題が出てくるのは、大きくなって大学に入ってからなのです。もう大人でしょう。自分でやりなさいと言われたときにまだ自分ではできないし、自分の障害自体をよくわかっていないということも結構あります。その辺の支援をこの中に書き込んでいくことも必要かと。

余計なことを言って済みません。

○古賀部会長 今のお話は非常に大事ですね。

内閣府も包摂の問題のときに、生まれながらの生きづらさという言葉を使って説明しています。今のお話の最後は、一つのポイントとして入ってきているところかと思います。いろいろなタイプの困難があるということへの目配りが要ると思いますし、その前にお話があったいわゆる子供の権利条約や参加、参画の話も他機関連携と同じぐらい重要な問題で議論があって、子若ビジョンのもともとの理念としてはそこが非常に強いわけです。そこをどうするか。

それと関係して、先ほどの川村先生のお話の中で、オンブズパーソンの問題とかあるいは

法テラスに相応する子供の相談機関というのですか、法的な教育にまつわる相談機関というものも実は非常に重要なのですが、ほとんど何もないということが事実です。そういったものを考える、あるいはそういうものをメール相談とかいろいろな媒体でやるとか、口コミというものが重要ですね。

困難層にとって、口コミは非常に重要です。優しい情報ですので、どうやって口伝いさせていくかということも仁藤先生が言っていましたけれども、意外に「怪しい商売」をすることでそういうことのノウハウをよく知っていて、人をうまく雇い入れるという話でしたが、そういう要素を逆に我々が生かしていくというのも有用かと思います。

時間が10分以上過ぎてしまっているのですが、どうしても言いたいという方がいらっしゃれば。

どうぞ。

○岸委員 先ほど井利先生がおっしゃったのですけれども、規範意識の高い若者がいっぱいいるということも事実ですけれども、そうではない若者もたくさんいます。

私立高校にかかわっているのですけれども、放課後とかそういうときに、ティーンズプラザというのが学校のすぐ近くにありまして、そこに学校から帰って、すぐ前にスーパーマーケットがあるので、そこで焼きそばを買ってつくってあげている。

ティーンズプラザですから、0歳～18歳まで来るので、そこで焼きそばを買って、キャベツも買って、小さい子にもつくってあげているということを知っていて、私も自分の行っている学校の生徒がそういうところに行っているというのはびっくりしたのですけれども、屋上もありますので、晴れている日はそこでバスケットをしたり、小さい子の面倒を見ているということも初めて知りまして、そういう地域もあるのだなということをお知らせしたいのと、これからは学校だけでは対処できないので、地域の力とかいろいろなところと連携してやっていかなくてはならないということを感じました。

山本さんの先ほどのご意見にも本当に賛成ですし、チラシとかそういうことを置くことも大事ですが、卒業式とか入学式とかに、子供もそうですけれども、父兄にも伝えることも大事かなと思っています。

以上です。

○古賀部会長 地域のいろいろな居場所を使っていろいろな情報を展開していくというアイデアも当然あるかなと思います。

本当は、もう少し他機関連携の話をしたかったと思っていたのですが、次回にまた積み残させてもらってということで。

では、課長のほうからどうぞ。

○野村青少年課長 本日は、長時間にわたりどうもありがとうございました。

他機関連携の関係は、この場でのご議論は次回ということでお願いしたいのですが、もしお時間が許すようであれば、今日お願いした2点目についてはメールでべた打ちでも結構ですので、事務局のほうに一筆いただけますと非常に助かります。

素案のほうもそろそろ書き込んでいかないといけない時期になっておりまして、それにつきましては別途メールでも。本日欠席の先生もおられますので、出させていただきますと思っております。

次回の予定は、現時点では5月8日を考えております。5月8日の先生方のご予定ですと、午後、さらに若干遅めの時間。例えば4～6時という形をお願いして、夜のみ可の先生方にも、もし可能であれば少し来ていただければと考えておりまして、3～6時ぐらいの間でとらせていただきたいと思いますと思っております。またアナウンスさせていただければと思います。

最後に、前回仁藤先生からお話がありましたが、先生方からのご提出いただきました意見評価表の共有につきましては、全ての先生からご了承をいただきましたので、事務局のほうに用意しております。お帰りの際に、こちらからピックアップしていただければと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

○古賀部会長 大変長時間にわたって、今回は貧困問題とか非常に根幹にかかわるお話もできまして、大変有意義だったと思います。

これで第4回の専門部会を閉会させていただきます。

大分雨も降っておるものですので、足元にお気をつけてお帰りください。

どうもありがとうございました。

○山本委員 ごめんなさい、最後に一言。

皆さん帰り支度をしながらお聞きいただければと思うのですが、この計画を一番最初から読み直してみたのですが、東京都の長期ビジョンとの整合とか、子ども・子育て支援事業計画とか、重なる部分があるのですが、私たちはそれを見つけて読んでみようと思っておりますが、なかなかないので、これを用意していただくかメールで添付していた

だけたらありがたいなというのが1点。

今日いろいろ言ったことで、また参考のものがあるので、事務局さん宛て、皆さん宛てにまたメールで送りたいというのが1点。

川村先生のお話の中にもあったように、54ページで社会的養護が必要な子供への支援というところで、里親がざっくりと抜けているのはなぜか。稲葉さんがせっかく部長でいらっしやったので、もし東京都の考え方があったら、次回とかに伺えればと思います。先ほど言った世界的な趨勢とか国の流れと逆行しているので、何でかなと。東京都のお考えがあれば、次回お聞かせいただけたらと思います。

ありがとうございました。

○古賀部会長 わかりました。

では、出せる資料を全部つけていただいて、先ほどの就学補助の問題も後でよろしく願いします。

では、次回議論ができるようにそういった資料も用意させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

午前12時21分閉会